

## 奈良県告示第二百四十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

令和五年十月二十日

奈良県知事 山下 真

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域 香芝市五位堂六丁目二二四の一部（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン及び一・二―ジクロロエチレン
- （「次の図」は、省略し、その図面を奈良県水循環・森林・景観環境部環境政策課において一般の縦覧に供する。）